

平成 1 8 年度第 2 回全国飼料増産行動会議・幹事会 開催要領(案)

1 趣 旨

新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成 1 7 年 3 月 2 5 日閣議決定)においては、食料の安定供給の確保を図るため、国内農業生産の増大を図ることを基本としており、特に、食料自給率の向上を図る上で、自給飼料の生産拡大が重要な課題となっている。

こうしたなか、飼料自給率目標や生産努力目標の達成に向けた自給飼料の生産拡大を図るためには、飼料増産運動の具体的な取組を明らかにした基本方針を定め、この工程管理を確実に実施することはもとより、基本方針に即した取組の実施に必要な自給飼料生産の有利性・重要性の啓発や飼料増産関連制度・施策の普及・浸透を図るほか、飼料増産に係わる取組事例の紹介やマニュアルの作成・配布、技術情報の提供等を行い、地域段階の取組を支援することが重要である。

このため、平成 1 7 年 5 月、行政や農業団体等が一体となった飼料増産運動の推進母体として「全国飼料増産行動会議」を組織し、行動計画に沿った飼料増産運動に取組むこととしており、平成 1 8 年度については、5 月に同行動会議を開催して、当該年度の行動計画や具体的取組を決定したところである。

これをうけ、今年度の中間時点における取組の点検を実施し、飼料増産運動の一層の推進を図ることを目的として、平成 1 8 年度第 2 回全国飼料増産行動会議・幹事会を開催する。

2 開催日時等

(1) 日 時：平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

(2) 場 所：農林水産省共用第 1 0 会議室 本館 7 階 ドア番号 7 6 7
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL(03)3502-8111(代)

(3) 参集範囲：幹事会構成員、北海道、地方農政局、沖縄総合事務局及び幹事会構成員が属する機関の実務担当者等。
都府県については構成員である群馬県、青森県、鹿児島県のほか、岩手県、栃木県、千葉県、岡山県、熊本県、宮崎県を参集。

(4) 主 催：農林水産省

(5) 共 催：全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、
(社) 日本草地畜産種子協会

3 議事次第

(1) 開 会

(2) 挨拶

(3) 議 事

1) 行動計画の進捗状況について

2) 平成 1 8 年度国産稲わらの確保対策について

3) 平成 1 9 年度予算概算要求(次期耕畜連携対策)について

4) その他

(4) 閉 会

平成18年度第2回全国飼料増産行動会議・幹事会の開催について

[開催のねらい]

・平成17年度の飼料生産状況…作付面積と単収の両面から見て、基本計画に掲げる生産努力目標に向けたトレンドと相当程度乖離が発生している状況…を踏まえ、早急に実施可能な取組を重点的に具体化し、実施する必要があることから、今年度の取組状況について中間総括し、下期の取組の一層の強化を図る。

・併せて、全国の生産努力目標のブレークダウン（都道府県単位での努力目標値の設定）に向けた意志決定を図る。

[具体的な検討内容]

・17年度の取組を点検・総括して作成した都道府県、関係団体の18年度行動計画について、現時点での進捗状況を把握し、新たに浮かび上がった課題等への対応を検討する。
・また、下期の取組の一層の強化を図る観点から、取組の前倒し実施や、当初は盛り込んでいなかった新たな取組の可能性の検討を行う。

・都道府県単位での努力目標値の設定に当たっては、各都道府県の自発的設定を基本とし、更なる上乘せに向けての方策を検討する。

・具体的には、各都道府県が策定した酪肉近代化基本計画における飼料生産計画数量を自発的な目標値とし、粗飼料完全自給を達成するために必要な面積を都道府県が応分に負担することを基本として設定した都道府県毎の目標面積を、19年2月～3月開催予定の全国飼料増産行動会議において組織決定する。

・この目標値の達成に向けた工程管理については、19年度以降の全国及び都道府県飼料増産行動計画に盛り込むこととし、毎年度の各飼料増産行動会議において、その進捗状況について検証を行うこととする。

・この場合、目標値の達成に向けて必要な施策を随時検討し、関係部局との連絡調整を積極的に推進することとする。